

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成26年9月11日（木）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

大久保潔，大杉成聖，太田公恵，沖慎之介，川神裕，西脇紀孝，廣瀬潤子，山本善彦

（事務担当者）

菊池樹一，藤井祥裕，日根野新治，小林良二，島田幸彦，井上浩，白崎彰悟，坂田幸二

4 議事

新委員の紹介

事務担当者から新たに選任された委員の紹介を行った。

前回委員会での意見を踏まえた取組について

事務担当者から，前回委員会で委員から出された裁判員の選任手続に関する意見を踏まえた裁判所の取組について説明した。

ア 質問手続での説明方法について

イ 選任されなかった裁判員候補者への裁判員の辞退の説明について

ウ 接遇の姿勢について

エ 裁判員選任手続の際の補助説明者について

意見交換

事務担当者から，民事調停及び民事調停の広報の現状について説明した後に，民事調停を利用しやすいものするための方策及び広報の在り方について意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

次回委員会の日程，テーマについて

次回は，平成27年3月11日に開催することとし，テーマは，「裁判所へのアクセスについて」とした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【民事調停を利用しやすいものするための方策についての意見交換】

- 民事調停についての裁判所の説明を聞いての感想や質問を伺いたい。
- 仕事柄, 社員の話を聞く機会が多く, 言葉の行き違いや, 誤解からのトラブルが多いと感じている。民事調停は話し合いでお互いに歩み寄った中で解決するいい制度であると思うので, もっと広報をすればいいのではないか。
- 民事調停についてどのようなイメージを持っていたのか伺いたい。
- 民事調停には, 裁判官が必ず参加すると思っていた。調停委員は民間の方から選ばれるとのことであるが, 裁判員裁判と同じ選定の仕方を選ばれるのか。
- ▲ 裁判員の選任手続とは異なり, 選考による。自薦, 他薦により選考の申し込みを行った方について選考を行い, その結果, 選任すべきとなれば, 最高裁判所が任命する。
- 調停の申立てがあってから, 第1回の期日までの間に相手方の意見を聞くことがあるのか。
- ▲ 期日呼出状を送付する際に, 相手方に対しては, 申立書の写しとその内容についての言い分を書く回答用紙を同封している。ほとんどの場合回答がある。
- 話し合いで紛争を解決する方法との知識程度しかなかった。話し合いで紛争を解決する民事調停を増やしていくのはいいと思うが, 民事調停が増えた場合, 調停委員が多数必要となると思うが, 対応できるのか。
- ▲ 特定調停事件が多くなった時期には調停委員も多くいた。その調停委員が現在もある程度残っており, 調停の部屋も確保できる状況なので, 問題はない。
- 弁護士, 司法書士が代理人となっているのに, 訴訟より調停を行うのはなぜか。
- ▲ 親族間の争いや, 近隣関係との争い等は, 訴訟により決着をつけるより, 争いごとの全体的な解決が可能である民事調停による方がいい場合がある。また, 交通事故による民事調停が多いのは, 加害者側の保険会社の代理人弁護士からの申立てが多く, これは, 休業補償等で折り合いがつかない場合等で, 民事調停での話し合いでの決着を望む場合が多いと考えられる。
- 居住している地域の中で相談を受け, 話し合いで解決を促すことをしているが, こういった相談は, 民事調停の申立てを減少させるからしない方がいいのか。民事調停等にならないように地域での解決を図っているところはあるが。
- ▲ 地域で解決されるのであれば, その方が好ましい。以前に比べて地域が希薄になっているところもあり, そうしたところでは, 民事調停の役割が増しているのではないかと思う。

■ 民事調停の知識がなく、訴訟でないと解決できないと思って泣き寝入りする場合や、どうしようもなくなって訴訟になるようなケースは、本人でも申立てができる、訴訟と地域での解決の中間にあるといえる民事調停を利用すれば早期解決に結びつくのではないか。

次に、より民事調停を利用しやすくするための方策について意見を伺いたい。裁判所は、民事調停について、互譲を求めるのみの解決方法では、国民の納得が得られなくなっていると考え、法的知識や事実関係を踏まえて適切な解決案を働きかける調停を実現するよう民事調停の機能強化を進めているが、この方向性でいいのかについて意見を伺いたい。

○ 方向性としていいと思う。訴訟はお金も労力も掛かるので、話し合いで解決できる民事調停制度を広めるのはいいと思う。

■ 個人的な紛争が民事調停になりやすいが、企業単位で紛争が起こった場合、民事調停を活用できるということはあるか。

○ 企業単位であると、まず弁護士に相談する。弁護士は自ら交渉し、交渉が難しいとなると、訴訟になるのではないか。

■ こうったいケースは民事調停になじむのではないかということについての意見を伺いたい。

○ 「民事調停にはどういったケースが」という以前に、争いがあって民事調停か訴訟かとなった場合に、民事調停の成立率や必要な時間を考えれば、多少時間やお金が掛かってでも弁護士に頼んで訴訟をした方がいいと考えるのが一般的な感覚ではないか。

なぜ、民事調停事件を増やす必要があるのか。例えば、年間3000件の民事調停事件があれば、単純に1日10件以上処理が必要となる。今は件数が240件程度で1日1件程度の処理であるから、集中して処理をするには、これ位の件数でいいのではないか。

調停室が閑古鳥状態なので、仕事を増やすということか。

▲ 調停室が空いているから事件を増やすのでなく、訴訟の中には、民事調停で紛争を解決した方がいいと思われる事案が相当数あるためである。勝ち負けをはっきり決める訴訟による解決よりも、事案によっては、当事者双方が納得して解決できる制度である民事調停による解決方法がいいのではないかと考えている。

○ 資料から、消費者金融関係を除く一般の民事調停事件は減っていない。そうすると、現在の民事調停事件の事件数は妥当な数字ではないのか。民事訴訟事件と民事調停事件の総数は減っていることから、世の中の争い事が減っているということではないか。

▲ 社会の価値観の多様化、複雑化によって争いは増えていると考えている。弁護士に依頼して紛争を解決するほどでないような事件については、泣き寝入りしてしまっていることがあるのではないか。調停は誰でもできる制度であり、一般の方が、民事調停を利用されれば、泣き寝入りを防ぐことができると思っている。

- 訴訟事件は確かに減少しているが、難しい訴訟事件が増えている。訴訟の中には、どうして民事調停で解決しなかったのかという事件が相当数ある。当事者が民事調停の制度を知っていれば、民事調停を申立てたのではないかと思われる。このような事件は、民事調停で紛争解決し、訴訟では難しい事件に集中するようにはできないかという思いはある。
- 一般の市民は、民事調停と訴訟の違いが分からず、単に民事とって全部が一緒になっている方がいるのではないか。裁判所の受付で、「民事調停がいい」等のアドバイスができないか。

▲ どうしたらいいかわからないまま裁判所の窓口にくられる方は多いと思う。こういった方の場合、窓口である受付センターで、簡易裁判所の手続を説明したリーフレットを示して、できる限り丁寧に説明をするように心がけている。ただ、申立てや訴訟の場合、対立する相手方があることから、裁判所は中立の立場を維持しつつ説明することとなる。説明の中で、裁判所は中立な立場であることを前提として、訴訟より民事調停を利用してはどうかといった説明をすることもある。

- 先ほど、調停には裁判官が常に参加していると思っていたという意見があった。常時、裁判官と調停委員2名の3名で調停を進めている訳ではないが、裁判官が調停の進行の節目に関与する運用を進めている。

裁判官と調停委員の役割の振り分けについて、事務担当者から説明する。

- ▲ 裁判官が関与する場面として、最初の期日で、裁判官及び調停委員とで当事者に民事調停について説明をする場面がある。裁判官はそのまま、調停に参加して当事者と話をすることもある。また、事案によっては、裁判官が2時間程度、調停に入っていることもあるし、ときには、大きな争点もなく支払方法の調整だけの様な場合であれば、裁判官が出席せず調停委員に任せることもある。

当事者を説得する場合であれば、裁判官から説得するのではなく、調停委員が行い、その後、必要に応じて裁判官が説得する。

- 今の説明のように、調停委員に任せきりになるのではなく、裁判官が積極的に調停に関与する形で、行っていきたいと思う。

【民事調停の広報の在り方について】

- 広報の在り方について、リーフレット等を配布しているが、まだ限定的な範囲にしか配布できていないという現状がある。こういったところに備え置けば、効果的であるか等の意見を伺いたい。
- 受付に来られる方は、こういったものを見て、又は、何処で簡易裁判所へ行けばよいと知ったのか。いきなり簡易裁判所へ来ることはないと思うので、実際にどういう経路で来られているのか現状を教えてください。
- ▲ 受付で法律相談で聞いた等の事情を聞くことはあるが、こういったところで民事調停について知ったかを積極的に確認することはない。統計を取っていないのが実情であ

る。

- 無料法律相談を行っているところに、パンフレットを置くことは可能か。
- ▲ 可能だと思う。弁護士会などの機関と連携し、パンフレットを置いていく必要があると思う。
- 一般的な感覚として、一つのパンフレットしかない、持ち帰りづらい。いろんなパンフレットを置いている所に、民事調停のパンフレットを置くようにすればいいのではないか。

民生委員には、相談が多く寄せられることから、民生委員が民事調停のパンフレットを持っていれば、相談があった際に民事調停についてのアドバイスができるのではないか。生活の身近な場所にパンフレットがあり、市民に行き渡るようにするのが重要ではないか。
- △ 民事調停について、地域社会の中で気軽に使える制度としたいというのが裁判所の方向性ではないかと思う。そのためには、民事調停の認知度を上げる必要があると思うが、簡易裁判所のパンフレットでは、訴訟と民事調停が同じように感じられ、訴訟とは違うことを認知してもらえないのではないか。民事調停は気軽に使えるということを知るようにする必要があるのではないか。

弁護士へ相談に行くのは、ハードルが高いので、弁護士会にパンフレットを置くというより、市役所の無料法律相談等に置く方がいいのではないか。もう少し広報活動の方法があるのではないか。
- ▲ 次回までに、どういったところにパンフレットを置くようにしたかを報告できるようにしたい。
- 次に、裁判所のウェブサイトの記載内容について意見を伺いたい。
- 今日、裁判所のウェブサイトを見たが、いろいろたくさんのが載っていて自分が見たいものが見つからない。ポイントが見つからない感じであった。
- 電話で相談されることがあるのか。
- ▲ 電話にもできる限り対応することとしている。裁判所ウェブサイトにも電話番号を掲載している。
- 裁判所へ出向くためにアクションを起こすことは大変であり、難しいことであるので、ウェブサイトに電話番号を掲載することは、必要であると思う。